7　犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項
⑴　裁 判 所 名　第一審判決　長崎地方裁判所　控訴審判決　福岡高等裁判所
⑵　裁判年月日　第一審判決　平成21年12月10日　控訴審判決　平成23年４月27日
⑶　確定年月日　平成23年５月11日
⑷　被告人の氏名又は名称　森　　卓也、恒石　秀夫
⑸　没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名
（事実の要旨）
詐欺に当たる行為を実行するための組織である被告人両名、装身具等の指定商品の販売を業とする有限会社３社の取締役及び従業員らが、共謀の上、平成18年６月24日ころから平成19年７月31日ころまでの間、団体の活動として、販売員である共犯者らにおいて、会員制レジャークラブの会員である被害者127名に対し、営業所等以外の場所で上記会社の取り扱う指定商品の売買契約の締結について勧誘をするに際し、同商品を購入することによって、被害者らの加入するレジャークラブを無料で退会又は解約することができるなどと虚偽の事実を告知し、被害者らをしてその旨誤信させ、会員契約解除手続等代行手数料兼商品購入代金名下に合計8,510万7,780円を詐取したもの。
（罪　　名）
組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第３条第１項第９号違反、特定商取引に関する法律第６条第１項第７号違反
8　この公告に関する問い合わせ先（申請書の提出窓口）
〒850―8560　長崎市万才町９番33号
長崎地方検察庁　被害回復事務担当
電話番号　095―822―5800
○　上記３の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に、当該処分をした検察官が所属する検察庁の長(長崎地方検察庁検事正)に対して審査の申立てをすることができます（提出先は上記８のとおり)。
○　当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。
⑴　審査の申立てがされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。
⑵　支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
○　当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。)に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、当該処分をした検察官が所属する検察庁（長崎地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第９１号
福井県越前市宮谷町第35号28番地の１、居所
石川県金沢市西泉４―65―１　レオパレスニューケルビン２　202号室
債務者　福岡　純子
１　決定年月日時　平成24年４月26日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　吉川　奈奈
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月17日午前10時15分
５　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第９３号
福井県越前市清水頭町第１号８番地の１
債務者　福岡　忠儀
１　決定年月日時　平成24年４月26日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　吉川　奈奈
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月17日午前10時15分
５　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１２１号
奈良市三条町606番地の76　奈良ハイタウン２―608号
債務者　吉松　秀晃
１　決定年月日時　平成24年４月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　前川　典彦
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月３日午前10時10分
５　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第５８号
佐賀県武雄市武雄町大字昭和217番地
債務者　重松　　彰
１　決定年月日時　平成24年４月25日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士法人桑原法律事務所
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月４日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第４８号
沖縄県沖縄市園田３丁目１番22号
債務者　與那嶺宏明
１　決定年月日時　平成24年４月25日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　宮國　英達
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月３日午後３時
５　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第８８０号
札幌市南区石山１条６丁目12番３号
債務者　谷口　　勲
１　決定年月日時　平成24年４月25日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　橋場　弘之
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月12日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１５号
石川県鳳珠郡能登町字宇出津ハ字73番地３
債務者　中町　康弘
１　決定年月日時　平成24年４月26日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　堀江　重尊
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月５日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
金沢地方裁判所輪島支部

平成２４年（フ）第１８５０号
大阪市西区本田３丁目５番８号202
債務者　千田隆一郎
１　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　有田　沙織
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月19日午後３時
５　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第８７２号
札幌市東区北10条東11丁目１番20―103号
債務者　矢作　朱美
１　決定年月日時　平成24年４月25日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　瀧澤隆之介
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月17日午前11時
５　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３１号
岐阜県揖斐郡大野町大字稲富258番地１　コーポ稲富Ａ107
債務者　キャリオンオートこと　竹中　逸己
１　決定年月日時　平成24年４月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　仲松　正人
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月18日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係